

## 札幌市「町内会に関する条例」の検討（パブコメ実施中）と自治会・町内会等に関する条例の現状と課題

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

札幌市はそのホームページで、(仮称)札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例(素案)を検討していること、パブリックコメントへの意見を募集していることについて、以下のよう

に述べている。  
『札幌市では、少子化、超高齢社会など、これまで経験したことのない時代の転換点を迎え、子育てや高齢者の見守りといった様々な場面において、地域の絆の重要性が増しております。

今後も安全で安心な暮らしやすいさっぽろのまちを実現していくためには、地域コミュニティの中核を長年担っている町内会・自治会等(以下、「町内会」という。)の活動が重要です。しかし、近年、居住形態や生活様式の変化などにより、多くの町内会では加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの問題に悩まれています。

以上のような状況を踏まえ、札幌市では、町内会の意義や重要性について、町内会、地域住民、事業者、市が共に認識し、世代を超え、時代を超えて共有していくための「(仮称)札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」について、検討を行っております。』  
パブリックコメントの意見募集期間は令和4年(2022年)6月29日(水曜日)から令和4年(2022年)7月29日(金曜日)までとなっているが、本稿では条例素案を紹介するとともに、全国や都内の自治会・町内会等に関する条例の現状と課題を考えたいと思う。

### 1. (仮称)札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例(素案)について

#### (1) 条例素案

条例素案の主な内容は以下のとおり。

##### ◇ 目的

町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方や市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることによって、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

##### ◇ 定義

「町内会」 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体とする。

「町内会の連合体」 複数の町内会により組織された連合町内会・町内会連合会等の団体と

する。

「地域コミュニティ」 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会とする。

◇ 基本的な考え方

町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域の一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。

町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということ町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。

町内会の活動は、地域住民の交流によって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。

町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観や自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

◇ 町内会等の地域における役割

町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況や運営に関する情報を積極的に提供することや公開することなどにより、開かれた運営に努めるものとする。

町内会は、地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重し、活動への参加や加入を促すよう努めるものとする。

町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会その他地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。

町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と必要な調整等を行うよう努めるものとする。

町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

◇ 町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策

- ・ 加入促進等
- ・ 町内会の負担の軽減
- ・ 広報啓発等
- ・ 人材の育成等
- ・ 意見交換会等

- ・ 推進体制の整備
- ・ 施策の実施状況の公表
- ・ 財政上の措置

◇ 条例の施行時期

条例の施行は、令和5年（2023年）4月1日を予定。

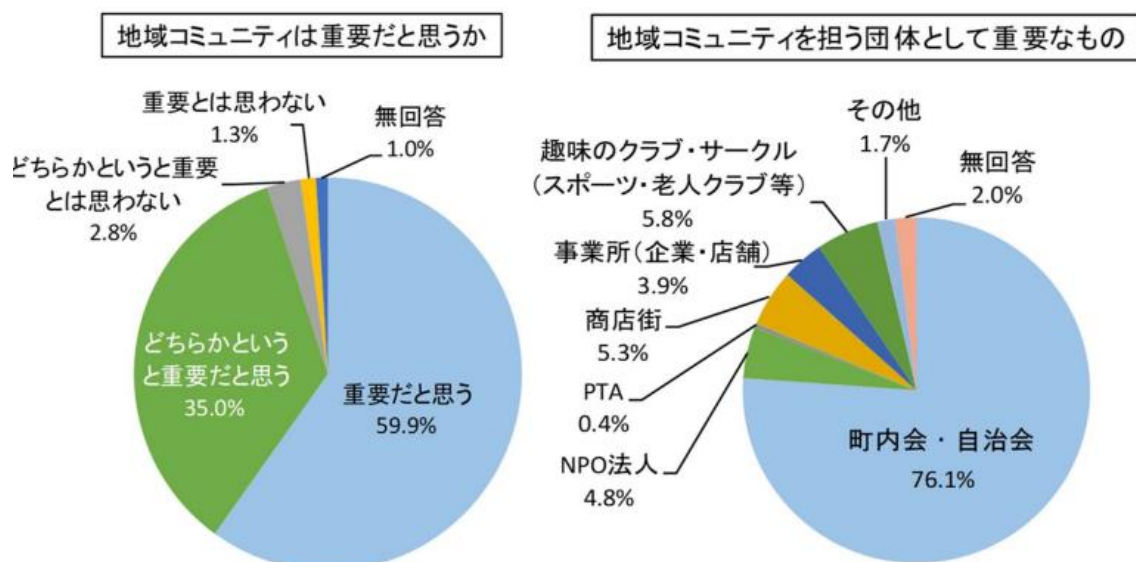
(2) どんな町内会支援策を検討しているのか

現在は、これまで実施してきた町内会支援策に加え、町内会からいただいたご意見を踏まえ、下記の7つの検討テーマに基づいた町内会支援策を実施・検討している。

これから、各テーマに応じた町内会支援策について、その実施の可否や予算措置、実施時期などについて、市役所及び議会で検討を行っていく予定。

- 1 町内会加入促進支援・町内会活性化支援
- 2 地域への依頼事項の見直し
- 3 ごみステーション管理
- 4 パートナーシップ排雪
- 5 私設街路灯管理
- 6 自主防災活動への支援
- 7 市職員が町内会活動に参加・協力しやすい環境づくり

(参考) アンケート調査から



出典：平成27年度第2回市民アンケート調査

## 2. 総務省、全国市議会議長会等の現状認識

ここでは以下の資料についてすべてを紹介できないので、本稿と関連すると思われるところを抜粋して紹介する（全文は参考資料参照）。

### (1) 総務省「地域コミュニティに関する研究会」報告から

#### ① 地域コミュニティに関する現状認識

- 地域社会においては、地域福祉・防災等の複雑化する課題への対応の必要性が高まっている。地域福祉分野では、例えば、児童虐待や孤立死といった家庭単位での解決が困難な課題が深刻化しており、行政機関や専門職等による対応のほか、地域社会における関わりの重要性が示唆されている。
- また、防災分野においても、災害リスクの高まりが地域社会における対応をより難しくしている。
- 住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化への危機感は一層高まっている。市区町村アンケートにおいて、平成 22 年度から令和 2 年度まで毎年度の自治会等の加入率を世帯単位で把握している 600 市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、平成 22 年に 78.0%であったのが、令和 2 年では 71.7%となっており、6.3 ポイントの低下となっている。600 団体のうち、加入率が増加した団体は 14 団体（2.3%）、減少した団体は 530 団体（88.3%）、変化なしの団体は 56 団体（9.4%）となっている。

#### 600 市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
加入率 (%)	78.0	77.6	77.2	76.5	75.9	75.3	74.7	74.0	73.3	72.4	71.7

総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」

- 内閣府が市区町村を対象に行ったアンケート（回答市区町村：1,157 団体）によれば、自治会の現在の課題として、「役員・運営の担い手不足」（86.1%）、「役員の高齢化」（82.8%）、「近所付き合いの希薄化」（59.2%）、「加入率の低下」（53.3%）を挙げた市区町村が多い。また、複数の自治体による自治会を対象に行ったアンケート調査によれば、地域活動への参加が難しくなっている主な要因の一つとして、時間が取れないことが挙げられている。他方で、住民の立場からは、自治会等の活動や運営方法が今の時代に必ずしもマッチしておらず、魅力的な活動として捉えられていないことも要因の一つという指摘がある。
- 自治会等において加入率の低下や担い手不足といった課題を生じさせている原因は複合的あり、地域ごとに状況は異なると考えられるが、我が国の社会全体の変化による共通的な要因の一つとして、単身世帯や女性・高齢者雇用の増加など、ライフスタイル

の変化が、地域コミュニティに関わる機会や時間の減少に影響している可能性がある。

- このように、自治会等やその他の地域コミュニティの活動主体が直面する課題・ニーズが変化し、中には深刻化していながら、そうした課題・ニーズに対応していく地域社会の側は、少なくとも自治会等においては、加入者の減少や活動の担い手の不足により、対応能力の減退が懸念されている。
- この点に関連し、自治会等が、あたかも自治体の下請けのような役割を担っていることが多く、自治会等の自主的活動の阻害要因になっているため、その関係性を見直すべきとの意見がある一方で、行政の関与を弱めると自治会等の自由度が増すものの、公共サービスの実質的な担い手としての役割や意義が薄れ、結果として自治会等の加入率の低下に結びつくことも懸念されるとの意見もある
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域コミュニティの活動に様々な影響を与えている。
- このほか、コロナ禍前から注目されている地域コミュニティにおける近年の動きとして、様々な地域の居場所づくりの広がりがある。こうした地域の居場所については、介護、障がい者、子ども、生活困窮、まちづくり等の特定の分野や主なターゲットである対象者ごとに取り組みられることも多いが、例えばこども食堂では食事という万人にとって必要不可欠な行為を媒介することによって、多世代の多様な人々が関わりやすい環境にする工夫が行われている。他方で、地域活動に縁遠い、地域とのつながりを持たない単身者や若者などの受け皿としての居場所づくりは不足しているとの指摘がある。
- このように、地域コミュニティにおいて、自治会等とそれ以外の NPO 等の様々な主体が、それぞれ地域住民の福祉の向上を目指した活動を行っているが、それらがお互いに補完し、相乗効果を持つようにするためには、平時・非常時を貫く人々の暮らしの安全を地域全体でどう確保するかという観点から、自治会等にしかできないこと、NPO 等のその他の主体にしかできないことといったそれぞれの強みを認識しながら検討することが重要である

## ② 自治会等の加入率の向上策について

- 自治会等に対して期待する方向性（加入率や加入世帯数（加入者数））を条例や計画等で定めている市区町村があるが、市区町村アンケートの結果で示したように、個々の市区町村間の差異は大きいものの、現時点の平均的な姿においては、加入率や加入世帯数の目標を条例や計画等に定めていることの効果が、必ずしも確認できていない。

（次ページの表参照）

- したがって、具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、また、取組が各地域のニーズにどの程度即したものであるかといった点に着目することがより重要であると考えられる。

## 自治会等に対して期待する方向性を条例や計画等に定めている具体的内容

	回答団体数	割合（※1）
1. 加入率	190	27.2%
2. 加入世帯数（加入者数）	90	12.9%
3. 自治会活動に参加する住民の割合	98	14.0%
4. 自治会における新たな活動数	52	7.4%
5. 女性会長・役員の割合	104	14.9%
6. その他（※2）	77	11.0%
0. 該当なし	294	42.1%

※1 割合については、回答団体数を対象市区町村数 699 団体で除したのとなっており、複数回答となっていることから、合計値は 100%にはならない。

※2 6. その他：自主防災組織の結成数、若い世代の参加の割合 など

出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」

## 市区町村の施策又は自治会等の独自の取組によって自治会等の活動の変化

	回答団体数	割合（※1）
1. 加入率の増	16	0.9%
2. 加入世帯数（加入者数）の増	33	1.9%
3. 自治会活動に参加する高齢層（65歳以上）の割合の増	18	1.0%
4. 自治会活動に参加する若年層・中年層（15歳以上 64歳以下）の割合の増	13	0.7%
5. 女性会長・役員の増	27	1.6%
6. 自治会における新たな活動の創出	128	7.4%
7. 地域の居場所との連携の創出・強化	59	3.4%
8. 企業や学校など地域の居場所以外の主体との連携の創出・強化	32	1.8%
9. 新たな財源の確保	19	1.1%
10. その他（※2）	52	3.0%
0. 該当なし	1,514	87.0%

※1 割合については、回答団体数を全市区町村数 1,741 団体で除したのとなっており、複数回答となっていることから、合計値は 100%にはならない。

※2 10. その他：防災の取り組み、地域拠点の整備 など

出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」

## (2) 全国市議会議長会 「都市における自治会・町内会等に関する調査」 結果概要

### ① 調査目的

地方分権改革や少子・高齢化の進展に伴い、都市をはじめとする基礎自治体は、環境・教育・福祉・地域経済・防災・防犯等の多様な地域課題への新たな取組みが求められており、自治会・町内会等をはじめ、住民、NPO、企業等との新たな協働や連携が模索されている。

このような中、全国市議会議長会は、令和2年度「自治会・町内会の縮小、解散問題に関する特別委員会」を設置し、その実情を調査し、問題を早期に克服するための課題を明

らかにするとともに、課題の解決を図るために必要な施策や取組み等について、令和3年2月、国等に対して要望・提言をとりまとめた。

同特別委員会は、この要望・提言に向け、都市における自治会・町内会等の状況を調査し、各都市の多様な取組みを集約・整理することで、自治会・町内会の縮小、解散問題の解決に向けた方向性を見出した。

この要望・提言をとりまとめる過程において、都市における自治会・町内会等との関係について、全国815市における状況等を調査した。

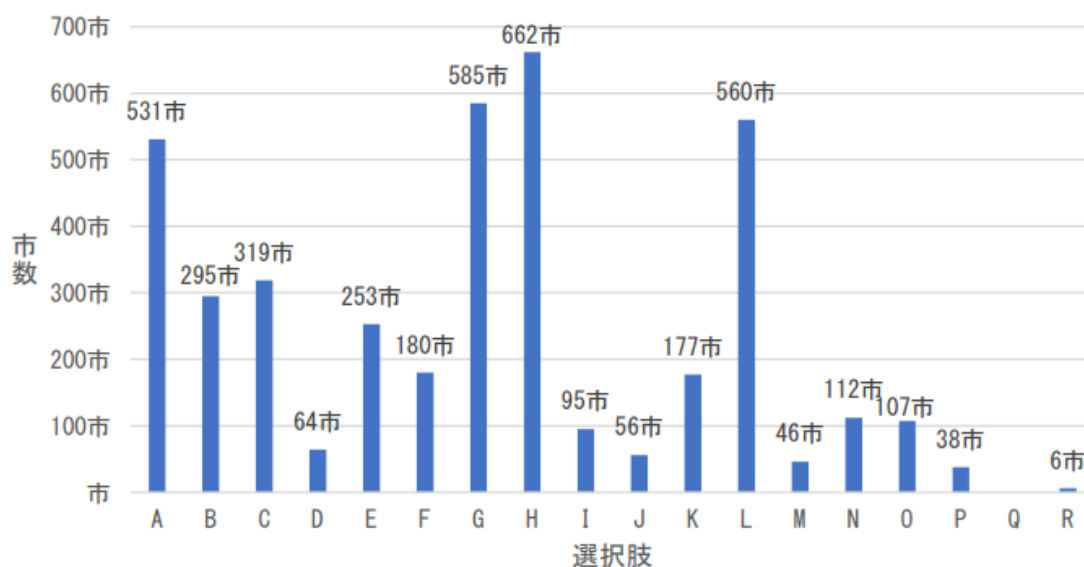
## ② 主な調査結果

自治会・町内会等の状況は、次のどれに一番近いですか

(集計市数730市)

	市数 (市)	割合 (%)
A 全行政区域に組織されている。	490	67.0
B 4分の3以上の行政区域に組織されている。	206	28.3
C 4分の3に満たない行政区域で組織されている。	15	2.1
D 行政区域内には自治会・町内会等は存在しないか、若しくは存在しても関係がないため把握していない。	19	2.6

自治会・町内会等のかかえる問題や課題 (複数回答可)



- A マンションやアパート等に新規転入してきた住民が加入しない傾向
- B 既存のメンバーが役員や自治会費等の負担が重いために脱会する傾向
- C 既存のメンバーが高齢化や被介護化等のために脱会する傾向
- D 自治会費を払わないメンバーが増える傾向
- E 活動に全く参加しないメンバーが増える傾向
- F 活動がマンネリ化して魅力が乏しくなる傾向

- G 役員の高齢化や固定化が著しくなる傾向
- H 役員のなり手不足が著しくなる傾向
- I 活動資金を確保することが難しくなる傾向
- J 組織の運営や意思決定の方法をめぐるトラブルや訴訟が増える傾向
- K 固有のルール（ごみ出しや出労等）をめぐる苦情やトラブルが増える傾向
- L 高齢化や過疎化のために活動の担い手がいなくなり、組織の維持そのものが難しくなる傾向
- M 人口増加や転出入等の人口移動のために、安定した組織運営が非常に難しくなる傾向
- N 外国人住民が増えて意思疎通が難しくなる傾向
- O 自治会・町内会等の合併・広域化が進まない傾向
- P その他（具体例：）
- Q 特に問題や課題はない
- R わからない

自治会・町内会等の加入率の向上や組織・活動の活性化を図るために、次の表の各項目に該当するような対応策を行っていますか

（集計市数730市）

対応策の区分	対応策を行っている市数（割合）
1) 加入促進を奨励する条例の制定	50市（6.8%）
2) 会長・役員等への研修会や先進地視察	454市（62.2%）
3) モデル自治会・町内会等の普及促進	65市（8.9%）
4) 行政の広報誌、HP、パネル展示会等による活動内容や役員等の紹介	323市（44.2%）
5) 転入者等への自治会・町内会等への加入案内	527市（72.2%）
6) 加入促進に取り組む自治会・町内会等の特定事業（会報発行やHP開設、情報公開等）に対する助成金交付	85市（11.6%）
7) 庁内外のメンバーによる加入率向上策等のプロジェクトチームや研究会	47市（6.4%）
8) 行政の地域担当職員による自治会・町内会等の会議・組織運営等への支援	230市（31.5%）
9) その他（具体例：）	111市（15.2%）

### 3. 条例の現状

#### (1) 全国の状況

一般財団法人地方自治研究機構によれば、自治会等への加入を規定する条例は、その目的等から見て、大きく4つのタイプに分けることができるとされる。それは以下のとおり（令和4年7月1日時点で確認できるもの）。なお、それぞれの4つのタイプの条例数も数えて示した。



- ① 自治会等への加入に主眼を置いた条例 23 条例
- ② 地域コミュニティの推進や活性化に関する条例であって、自治会等への加入を規定するもの 11 条例
- ③ いわゆる自治基本条例や住民参加条例であって、自治会等への加入を規定するもの 13 条例
- ④ 集合住宅の建築等の規制に関する条例であって、主として事業者の責務として自治会等への加入に関する事項を規定するもの 11 条例

(2) 都内の条例

前項の条例を都内のみピックアップすると以下ようになる。なお、都内では②のタイプ、および③のタイプの条例は現段階ではない。

**自治会等への加入に主眼を置いた条例**

自治体	条例名	施行日
品川区	品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例	平成 28 年 4 月 1 日
渋谷区	渋谷区新たな地域活性化のための条例	平成 29 年 4 月 1 日
立川市	立川市自治会等を応援する条例	平成 31 年 3 月 25 日
八王子市	八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例	平成 31 年 4 月 1 日

**集合住宅の建築等の規制に関する条例であって、主として事業者の責務として自治会等への加入に関する事項を規定するもの**

自治体	条例名	施行日
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	平成 18 年 4 月 1 日
台東区	台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例	平成 20 年 7 月 1 日
北区	北区集合住宅の建築及び管理に関する条例	平成 20 年 10 月 1 日
豊島区	豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例	平成 22 年 1 月 1 日 改正
荒川区	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	平成 25 年 4 月 1 日
墨田区	墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例	平成 29 年 4 月 1 日
板橋区	板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例	平成 30 年 7 月 1 日
足立区	足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例	平成 30 年 10 月 1 日

以上のように都内の条例は、「集合住宅の建築等の規制に関する条例であって、主として事業者の責務として自治会等への加入に関する事項を規定するもの」が 8 条例と多く、それもすべて区部であることが特徴である。全国にある 11 条例のうちの 8 条例であるから、都

内、とりわけ区部の自治体の問題意識の表れとみることができる。区部の自治体が「地域コミュニティの形成の観点」から、集合住宅（とりわけマンション）の住民と集合住宅周辺の戸建て住民とのコミュニケーションを課題としていると理解できる。

ただし、こうした問題意識は「自治会等への加入に主眼を置いた条例」を定めた自治体も同様である。品川区と渋谷区は次のような規定を定めている。

品川区－マンション管理者等の町会および自治会の活動への協力

渋谷区－集合住宅の管理組合等の責務（当該集合住宅が所在する地域の町会その他の地域共同体が、その区域の区民、居住者及び事業者に対して、その活動内容を周知し、及び当該団体の活動への参加を勧誘するよう努める行為を行っている場合においては、これに積極的に協力するよう努めなければならない）

立川市と八王子市の条例には同趣旨の規程はなく、また「集合住宅の建築等の規制に関する条例であって、主として事業者の責務として自治会等への加入に関する事項を規定する」条例も多摩地区にはない。したがって、現段階はまだ区部と同様な問題意識は多摩地区にはないのかが問題だとは思いますが、課題として認識していても条例策定までは至っていないというべきかもしれない。

#### 4. 今後の課題

今後の課題を考えると、その核心は札幌市条例素案がいう「町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有する」ことの妥当性、あるいは敷衍性ではないかと私は考える。

記述した総務省の「地域コミュニティに関する研究会」報告について、今後の課題を考える上で重要なことは以下の諸点だと思う。

- ・自治会等やその他の地域コミュニティの活動主体が直面する課題・ニーズが変化し、中には深刻化していながら、そうした課題・ニーズに対応していく地域社会の側は、少なくとも自治会等においては、加入者の減少や活動の担い手の不足により、対応能力の減退が懸念されている。
- ・コロナ禍前から注目されている地域コミュニティにおける近年の動きとして、様々な地域の居場所づくりの広がりがあがる。こうした地域の居場所については、介護、障がい者、子ども、生活困窮、まちづくり等の特定の分野や主なターゲットである対象者ごとに取られることも多いが、例えば子ども食堂では食事という万人にとって必要不可欠な行為を媒介することによって、多世代の多様な人々が関わりやすい環境にする工夫が行われている。他方で、地域活動に縁遠い、地域とのつながりを持たない単身者や若者などの受け皿としての居場所づくりは不足しているとの指摘がある。
- ・地域コミュニティにおいて、自治会等とそれ以外の NPO 等の様々な主体が、それぞれ地域住民の福祉の向上を目指した活動を行っているが、それらがお互いに補完し、相乗

効果を持つようにするためには、平時・非常時を貫く人々の暮らしの安全を地域全体でどう確保するかという観点から、自治会等にしかできないこと、NPO 等のその他の主体にしかできないことといったそれぞれの強みを認識しながら検討することが重要である。

また、全国市議会議長会の「都市における自治会・町内会等に関する調査」結果における「自治会等の加入率の向上策について」の次の指摘も重要である。

- ・自治会等に対して期待する方向性（加入率や加入世帯数（加入者数））を条例や計画等で定めている市区町村があるが、市区町村アンケートの結果で示したように、個々の市区町村間の差異は大きいものの、現時点の平均的な姿においては、加入率や加入世帯数の目標を条例や計画等に定めていることの効果が、必ずしも確認できていない。
- ・したがって、具体的な加入促進の取組がどの程度行われているか、また、取組が各地域のニーズにどの程度即したものであるかといった点に着目することがより重要であると考えられる。

このように、自治会・町内会の現状やコミュニティ活性化の実際は非常に厳しいものがある。特別区長会調査研究機構が令和3年3月に公表した「地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策」（令和2年度 調査研究報告書【概要版】）をみても、決定打と思われるものは残念ながらないと思わざるを得ない。

## ■ 特別区長会調査研究機構報告から>

### <町会・自治会アンケート調査結果>

- 23 区の町会・自治会の実態
  - ・加入世帯数別の町会・自治会の割合は、101 世帯～500 世帯が 38.1%でもっとも多く、1000 世帯を越える大規模な町会・自治会は 4 分の 1 程度
  - ・町会・自治会の加入率は把握していない区もあるが、もっとも加入率が高い区は 72.3%で、23 区全体の推計は約 54%
- 町会・自治会の活性化の課題と施策
  - ・インターネット・SNS 等の ICT（情報通信技術）活用支援をしている区は 9 区
  - ・加入促進策の特徴的な取組として、町会・自治会のイベント企画や運営の支援を実施している区が 14 区、役員対象の講習会が 11 区など
  - ・また、加入促進のための条例や要綱の策定または検討していると 9 区が回答
- 町会・自治会の活性化の課題と施策
  - ・外国人住民に対する地域コミュニティへの参画等に関する施策を実施している区は 10 区、町会・自治会に対する外国人住民等に関する施策を実施している区は 8 区
  - ・重要課題として、「役員や担い手の高齢化や後継者不足」、「若い世代が参加しやすい環境づくり」、「集合住宅やマンション対策」などが指摘
- 町会・自治会の組織運営上の課題

- ・組織運営の課題は「役員の高齢化、なり手不足」が最も多い。会長の在職年数が6年以上の団体が約6割、会長の年齢は70歳代が60.7%、80歳代以上が21.4%と高齢の会長や長く務めている会長が多い
- ・「住民の関心が低く行事等への活動の参加が少ない」「加入率が低い」など住民の町会・自治会活動への参加や関心の低下が課題
- ・4番目には「行政からの依頼業務の負担が大きい」が挙げられている
- 重要だと思う地域課題
  - ・「防災対策」がもっとも多く、以下「高齢者の見守り」「住民同士の交流」「子どもの安全対策」の順となっている
  - ・外国人住民がいる団体は66.7%だが、外国人住民についてはほとんど地域課題として認識されていない。また、57.7%の団体で外国人住民が会員になっている
- 今後行政に重点的に取り組んでほしい施策
  - ・もっとも得点が高かったのは「今後行政に重点的に取り組んでほしい施策は自治会への加入促進のための条例制定」
  - ・「マンション建設業者・管理会社に対する町会加入への協力要請」、「補助金や助成金など財政的な支援」、「若年層に対する啓発、加入促進」の順となっている。加入促進に関する施策を望む意見が多い

#### <町会・自治会に対する区取組の方策>

##### 【町会・自治会への加入促進策】

- ・情報発信の工夫・支援を通して、町会・自治会の活動や組織の存在を住民に「見える化」していく
- ・テレワーク増加＝地域にいる時間増加であり、コロナ禍は地域に関心を持ってもらい町会・自治会活動を知ってもらう好機

##### 【マンション等の加入促進】

- ・多くの区ですでに実施しているマンション条例や要綱の実効性ある運用を工夫（品川区・連絡調整員等）

##### 【若い世代の参加・担い手の育成】

- ・町会・自治会の事業を見直し、役員の負担軽減（特に行政からの依頼事項）
- ・慣例的な組織運営・マネジメントの見直し → 検討支援のためにコーディネーターやアドバイザーの派遣

##### 【町会・自治会同士の協働・コミュニティの様々な主体との協働】

- ・単位町会で解決困難な住民ニーズに対応するために、連合体やテーマに関する諸団体・NPO等との連携協働が求められる。

→ 連携のための場づくりや多様な主体の調整・コーディネートなど

##### 【組織運営の効率化・ICTの活用】

- ・組織運営効率化にICTの活用は有用であり、業務負担軽減のほか、災害時対応や見守り活

動などにもつながる

→町会・自治会活動での ICT 導入・活用の積極的な支援

【町会・自治会のダイバーシティ（多様性）】

・多様な住民の参加と人材活用によって地域・社会の課題や組織運営に対応していくことが求められる

→ダイバーシティに関する考え方普及と、それに伴う交流の機会や場作りの提供、コミュニケーションツール（新宿区・タブレット通訳）等の導入 など

条例の現状でみたように、23区には「集合住宅の建築等の規制に関する条例であって、主として事業者の責務として自治会等への加入に関する事項を規定するもの」が多いが、それは上記の特別区長会調査研究機構報告書でも裏付けられる。

課題は実践である。私は、報告書が提起している「単位町会で解決困難な住民ニーズに対応するために、連合体やテーマに関する諸団体・NPO等との連携協働」が重要であると考えられる。そのための組織はすでにある。それは、ほとんどの自治体にある「市民活動支援（交流センター、あるいはNPO支援（交流）センターである。

ただし現在の市民活動支援センター等は、下記に例示したセンター等の目的にあるように自治会・町内会は対象となっていない。

・世田谷区立区民センター条例

地域住民のコミュニティの形成を促進し、区民の福祉を増進するため

・練馬区立区民・産業プラザ条例

プラザは、区民協働交流センターにおいてつぎに掲げる事業を行う。

- (1) 地域の多様な活動団体および区民(以下これらを「活動主体」という。)の公益的な活動および相互交流に係る場の提供に関する事業
- (2) 活動主体の公益的な活動および協働に関する相談事業
- (3) 活動主体の相互交流に係る機会の提供に関する事業
- (4) 協働に係る知識の普及および意識の啓発に関する事業
- (5) 活動主体の公益的な活動および協働に係る情報の収集および提供に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

・八王子市市民活動支援センター条例

市民の自発的な社会貢献活動を積極的に支援し、促進するため

・府中市市民活動センター

自発的かつ継続的な市民活動を積極的に支援し、促進するとともに、協働のまちづくりを推進するため

かつて旧自治省は、1969年（昭和44年）にモデル・コミュニティの形成及びコミュニティに関する調査・研究に取り組み、1970年（昭和45年）には、その具体的な施策として「コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱」を策定し、地域コミュニティ政策の基本的

な考え方や枠組みが定めたことがあった。これ以降、国や自治体において、様々な地域コミュニティに関する取組みが進められた（この当時目指された地域コミュニティのモデルは、戦時の反省を踏まえ、既存の自治会等とは別の、行政とも独立した、新たな地域住民組織を志向したものであった）。

その時からすでに70年を超える。その途中では「平成の大合併」も経験した。また2014年には、(公財)日本都市センターが「地域コミュニティと行政の新しい関係づくり～全国812 都市自治体へのアンケート調査結果と取組事例から～」という意欲的な報告書を発表している。しかし状況に変化はないのではないか。それは総務省の地域コミュニティに関する研究会報告書に表れていると言ったら言い過ぎだろうか。

そろそろ抜本的な対策が検討され、実践される時であるのは間違いないと考える。

#### <参考資料>

- (仮称)札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例(素案)  
<https://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/jourei/documents/joreisoan.pdf>
- 「地域コミュニティに関する研究会」総務省  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000819371.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000819371.pdf)
- 「都市における自治会・町内会等に関する調査」結果概要 全国市議会議長  
[20210205\\_kekkagaiyou.pdf \(si-gichokai.jp\)](https://www.soumu.go.jp/main_content/000819371.pdf)
- 自治会・町内会の加入率低下、担い手不足解消へ、これが令和の新常識  
2022.06.03 09:45 合同会社フォーティ R&C  
<https://www.atpress.ne.jp/news/312495>
- 自治会加入に関する条例(一般社団法人地方自治研究機構)  
[http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/048\\_promotion\\_of\\_residents\\_association.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/048_promotion_of_residents_association.htm)
- 自治会加入促進条例の法的考察(日本都市センター研究員 釧持麻衣)  
[http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2016/10/reportg26\\_5.pdf](http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2016/10/reportg26_5.pdf)
- 地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策(特別区長会調査研究機構、令和3年3月、令和2年度 調査研究報告書【概要版】)  
[11【地域コミュニティ】概要版 \(tokyo23-kuchokai-kiko.jp\)](https://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2023/03/reportg26_5.pdf)
- 地域コミュニティと行政の新しい関係づくり～全国812 都市自治体へのアンケート調査結果と取組事例から～(2014年3月、日本都市センター)  
<https://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2014/05/report136.pdf>